

倫理 研究課題 <現代04>

教科書：p ～ 資料集：p ～ ノート：p ～

●情報倫理

情報通信技術（ICT）革命 → マスメディアの発達・高度情報化社会の到来

→ 便利になった反面、多様な問題発生。→ 情報を取り扱う際の倫理・法整備の必要性

① エドモンド・バーク（18世紀英国の政治家）：「メディアは第4の権力である」

※ マスメディアの二面性：
┌ ジャーナリズム精神による権力批判（政府批判）の役割
└ 権力（政府）と結びついて大衆を操作／制裁する危険

② リップマン（20c米国のジャーナリスト）：メディアが伝達する情報の危険性を指摘

「ステレオタイプ（紋切り型＝メディアによって加工・単純化されたイメージ）」が、



人々の心の中に架空の世界（擬似環境）を作り出すことを指摘し、警告

（例）「東北人（日本人）は我慢強い」、「年金制度はネズミ講」（橋下徹）…など

好悪・善悪の感情的評価を伴うことが多く、単純で分かりやすい反面、誤った認識が広ま

ったり、人々を扇動し偏見や差別を助長する危険がある → ポピュリズム（大衆迎合主義）

③ リースマン（20c米国の社会学者）：『孤独な群衆』

「他人指向型人間」（→参考：伝統指向型人間・内部指向型人間）

＝自分の生き方・考え方をもち、周囲の言動に同調する人間（メディアに操作されやすい）

孤独を紛らわすため群衆の一部になって、反社会的行動に加担する危険をもつ

④ マクルーハン（20cカナダのメディア学者）：「メディアはメッセージである」

＝メディアが流す情報は単なるデータではなく、一定の価値判断・取舍選択の結果である。

（例）同じ出来事でも、新聞社・テレビ局によって報道姿勢が異なる（見出しが違う）。

⑤ プーアスティン（20c米国の歴史家）

メディアは正確さより面白さを追求（←視聴率競争）（例）芸能人へ興味本位の追跡取材。

事実を正確に伝えるよりも、感動的ドラマ（擬似イベント）に仕立てる。（例）やらせ

⑥ 犯罪報道の問題（←浅野健一『犯罪報道の犯罪』1984が問題提起）

犯罪容疑者の実名報道 ＝事件を扇情的に過剰報道し、その中で容疑者を犯人と決めつけ、

袋叩きにする危険 → 冤罪だったときに取り返しがつかない！ 実名報道は必要なのか？

⑦ 政府に批判的な報道をするマスコミに対して、政府が苦情や圧力 → 報道の萎縮が心配

⑧デジタル社会の光と陰

*生体認証（→顔認証システム）：指紋等による本人確認。特定人物を一瞬で照合可能

※監視カメラの無秩序な設置によるプライバシー侵害の危険

ドイツ：無許可で公共空間撮影のカメラ設置は禁止（犯罪捜査＜プライバシー）

日本：「防犯カメラ」と称して誰でも自由に設置可能（犯罪捜査＞プライバシー）

Nシステム：道路上に設置された監視カメラで、車の移動状況を追跡可能

※高解像度カメラの普及で、ピースサインから指紋データが漏洩する危険も！

*ユビキタス社会：あらゆる情報機器がネット化（IoT）→便利だがプライバシー侵害危険。

*ビッグデータ：巨大なデジタルデータの蓄積集合体。新製品企画や政策立案の基礎データ

になる反面、利用する際には個人情報に相当するデータは削除する必要。

*人工知能（AI）：ビッグデータから膨大・高速の情報探索・分析処理が可能に。

それによって新しい知見も（→将棋ソフト）。しかし過信も禁物。

*忘れられる権利：ネット上に存在する過去の（不都合な）情報の削除を求める権利。

⑨情報リテラシー（情報を正しく取捨選択し、判断・評価・利用する能力）が必要

- メディアを主体的に読み解く能力（例）情報を鵜呑みしない（←フェイクニュース）
- メディアにアクセスし、活用する能力（例）好きなサイトばかり見ない
- メディアを通じてコミュニケーションする能力（例）一方的な中傷ばかりしない

※メディア・リテラシー：マスメディアが伝える情報に正しく対処する能力

※コンピュータ・リテラシー：コンピュータやスマホなどの情報機器利用に対する能力

→デジタル・デバイド（情報格差）：情報リテラシーには年齢や居住地による格差がある

→情報を取り扱う際に不当に基本的人権を侵害しない（されない）ようにする必要！

（例）不用意に自分や他人の顔や経歴など必要以上の個人情報をネットに掲載しない

⑩個人情報保護法（2003年）

国及び地方公共団体の責務、5000件以上の個人情報を保有する事業者の遵守すべき義務等を定める →個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する

（例）収集目的の明示、他目的への流用の禁止、収集した個人情報の本人開示など

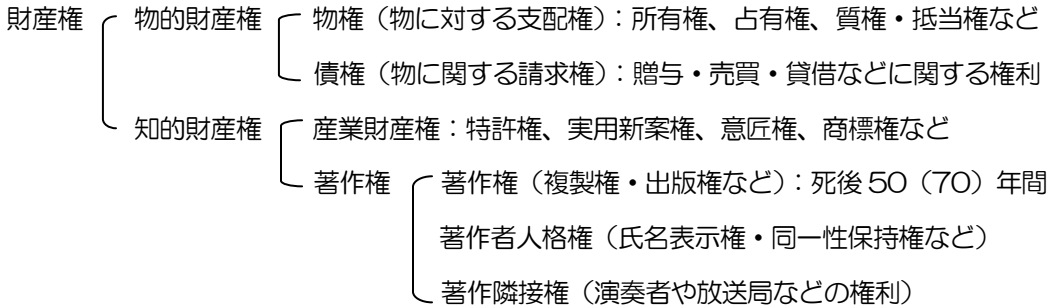
※2014年ベネッセ顧客情報漏洩事件、2015年日本年金機構からの情報流出事件など

⑪不正アクセスとサイバー攻撃（2000不正アクセス禁止法、2011ウイルス作成罪）

コンピューターに侵入し、個人情報や機密情報を盗み取る犯罪。偽メールでウイルス感染ID・パスワードの厳重管理、ウイルス監視ソフトの活用・更新が必要！

⑫著作権・肖像権の保護

※音楽や映像の無料配信（Youtube など）の著作権侵害が社会問題化しつつある



※肖像権：自分の顔や身体の一部を勝手に公表されない権利。

⑬知る権利・情報公開制度・市民オンブズマン

知る権利：政府が保有している情報を国民（住民）に公開するよう求める権利

憲法には無いが、政府監視（＝表現の自由）を支える権利として公認

市民オンブズマン：情報公開制度を活用して多様な政府保有情報を収集・分析し、政府が不正をしていないか監視（→問題あれば裁判提訴）している市民団体

⑭政府による情報操作の問題

安全保障・治安維持・行政の効率化などを理由とする情報政策と、基本的人権との衝突

○マイナンバー制度（2016～国民・住民に個人番号）：個人情報（所得・納税・福祉など）がマイナンバーで一元化される →行政の効率化の反面、個人情報漏洩と悪用の危険！

○特定秘密保護法：外交・防衛・スパイ防止・テロ防止に関する政府保有情報を「特定秘密」に指定 →漏洩した公務員、情報提供を求めた者の双方に厳罰を科す

背景

┌	1972年の沖縄返還時の日米密約スクープ（毎日新聞の西山太吉記者）、
	ファイル交換ソフト「ウィニー」による相次ぐ機密情報流出事件
	自衛隊や警備公安警察（←戦前の特高警察の復活）による国民監視も明らかに
	海上保安庁職員による尖閣ビデオ流出事件（2010年）

○一方で「内部告発」等の情報リークによる秘密暴露も盛んに（ウィキリークスなど）

○スパイ機関・警察機関による盗聴や監視などプライバシー侵害

米国：各国要人はじめ世界中の通話・メールを盗聴盗撮（→2013 スノーデン事件）

日本：1999 通信傍受法：犯罪捜査のため裁判官の許可を得て可能に（←違憲の疑い）

2017 テロ等準備罪：277 の犯罪が計画段階で処罰可。→日常的国民監視が必要
→監視社会化（→政府に批判的な活動を弾圧する危険も）